

財 政 用 語 の 解 説

【普通会計】

普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計（上水道・下水道等の公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計等）以外の会計（住宅資金等貸付事業特別会計等）を統合して一つの会計としてまとめたものである。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、実際の会計区分では財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本としている。

【決算収支】

実 質 収 支…当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、
{歳入歳出差引額（形式収支）－翌年度に繰り越すべき財源} で算出される。

単 年 度 収 支…実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除したものであり、{当年度の実質収支－前年度の実質収支} で算出される。

実質単年度収支…単年度収支から、実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額であり、
{単年度収支＋財政調整基金積立額＋繰上償還額－財政調整基金取崩額} で算出される。

【一般財源】

使途が特定されず、どの経費にも自由に充当できる収入で、地方税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡取得割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金・法人事業税交付金及び地方特例交付金をいう。特に、地方税及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

【特定財源】

使途が特定されている収入で、国・県支出金、地方債、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附金等をいう。

【義務的経費】

市町村の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費で、硬直性の強い経費であり、人件費、扶助費及び公債費をいう。

【経常的経費】

年々持続して継続的に支出される経費をいい、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、繰出金及び公債費をいう。その性質上極端に削減することは行政活動に悪影響をきたすことになりかねないので、削減にあたっては行政サービスを低下させないよう注意が必要である。

【投資的経費】

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が資産として将来に残るもので、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費をいう。

【単独事業】

国庫補助を受けないで地方公共団体が単独で行う事業をいう。地方公共団体の住民の要請にきめ細かく応じて実施されるものであり、地方自治の確立の面からはその割合が高まることが望まれる。

【債務負担行為】

複数年に渡る契約や在学中の奨学金など、後年度の支出が確実なものについて、内容、期間、限度額を定め、将来の支出を担保する行為。予算の一部を構成するものであり、議会の議決を要する。

【地方特例交付金】

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施等に伴う地方公共団体の減収を補てんするために交付される交付金。

【財政調整基金】

地方公共団体における予期しない収入減少や緊急の支出増加に備えるために設置される基金であり、年度間の財源の不均衡を調整する役割がある。

【減債基金】

地方債の償還の増加に備えるために設置される基金。公債費（地方債償還）が他の経費を圧迫するような場合には、減債基金を取崩して公債費に充当する。

【臨時財政対策債】

地方の財源不足を補てんするために、地方交付税の一部を振り替えて発行される特例地方債（元利償還金は、後年度の普通交付税で全額措置される）。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の強い経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断するための指標である。この比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを表す。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$

【標準財政規模】

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、普通交付税の算定に用いられる地方税、地方譲与税等の標準税収入額に実際に算定された普通交付税の額を加えたものである。なお、平成16年度以降は、臨時財政対策債発行可能額も標準財政規模に加えられている。

【公債費負担比率】

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といい、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。

$$\frac{\text{公債費充当一般財源額}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

【実質公債費比率】

公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を示すもの。地方債協議制度の開始に伴い、平成18年度から導入された。

$$\text{○実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金（「算入公債費の額」）
- E：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）

※実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関連）

- (1)繰上償還を行ったもの
- (2)借換債を財源として償還を行ったもの
- (3)満期一括償還地方債の元金償還金
- (4)利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※「準元利償還金」（上記B関連）

- (ア)満期一括償還地方債に係る年度割相当額
- (イ)公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
- (ウ)組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- (エ)債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等）
- (オ)一時借入金の利子

○地方債協議制度導入以前の指標である起債制限比率との相違点

- (1)実質的な公債費を算定対象に追加
 - ・公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入
 - ・PFIや地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- (2)満期一括償還方式の地方債に係るルールの一掃
 - ・減債基金積立額を統一ルールで実質公債費比率に算入
 - ・減債基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映